

ヤングケアラー支援体制

～法律の位置づけ～

子ども・若者育成支援推進法の改正（R6.6.21施行）

●ヤングケアラーの定義（法第2条第7号）

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

※過度にとは・・・子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す

※対象年齢・・・概ね30歳未満、社会生活に支障来している等の状況に応じて40歳未満も対象となり得る

●地方公共団体等関係機関の責務

- ①ヤングケアラーの状況を把握すること
- ②ヤングケアラー及びその家族等を適切な関係機関等へ誘導すること
- ③ヤングケアラー支援について、地域住民に周知すること

～ヤングケアラーの発見～

- ・小中学校職員向けにヤングケアラーに関する研修を実施し、意識を高めてもらう
- ・小中学校と連携し、小学5、6年生及び中学生を対象に本人が特定できる形式で生活アンケートを実施
ヤングケアラーと疑わる生徒児童を抽出し、こども家庭相談課に情報提供してもらうとともに、対面型サロンを案内してもらう

～本市の子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）～

サンプル数：小学5年生212名（57.6％）、中学2年生154名（41.8％）

「世話をしている家族がいる」

・小学5年生 53名（25％） ・中学2年生 27名（17.5％）

うち、「学校を欠席や遅刻、早退することがある」「自分のことをする時間がない」

・小学5年生 1名（1.9％） ・中学2年生 0名（0％）

～支援策～

①子育て世帯訪問支援事業 ※ヤングケアラーでの利用は実績なし

家事、育児援助 8時～18時 1回2時間限度 無料

※保護者不在時の利用が課題

②こどもの心の寄り添い支援（対面型サロン）

こどもの居場所と連携した対面型サロンの実施（市内社会福祉法人）

レクレーションを通じてヤングケアラーに気分転換してもらうことと、家庭のことを気軽に相談できる機会を設ける

③各課・各機関の連携

児童福祉分野、教育分野、高齢者福祉分野、障害福祉分野、医療分野、地域の施設、地域関係者等と連携をしながら、ヤングケアラーやそのケア対象者の支援方法などについて対応協議

～本市の支援ネットワーク～

